

説明会で多くいただいた質問及び回答

知多都市計画中新田地区計画について

No.	質問	回答
1	今回の都市計画の変更で何が変わるのか？	<p>①西知多道路の整備に伴う地区計画区域の変更。</p> <p>②整備・開発及び保全に関する方針について、ゼロカーボンシティ宣言都市として、周辺環境と調和した良好な都市景観形成や地球温暖化対策の推進に向けた内容を追加。⇒敷地内の緑化を推奨</p> <p>③地区の区分として、C地区を追加。C地区において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第7条第1項の認定を受けた者に限り、水素を製造する工場、水素の貯蔵又は処理施設の建築ができるように変更。 ⇒記載の法律の認定を受けた水素製造施設の建築が可能</p>
2	なぜ地区計画の変更が必要なのか？	<p>ゼロカーボンシティ宣言都市として、カーボンニュートラルの推進を目的に、低炭素水素を製造する工場を誘導するために、地区計画の変更を行います。</p> <p>地区計画の建築物等の用途の制限において、現在、A地区では準工業地域で規制されている製造等工場や危険物の貯蔵又は処理する施設（建築基準法別表第2（る）項第1号、第2号）を建築することはできません。その規制の中には、可燃性ガスの製造、危険物の貯蔵又は処理（建築基準法別表第2（る）項第1号（11）、第2号）があり、水素製造施設もこれに該当します。このため、水素製造施設の建築を可能とするには、地区計画の変更が必要となります。</p>
3	水素製造施設を愛知製鋼株式会社構内に建築できないのか？	<p>市からも愛知製鋼株式会社構内に候補地はないのか強く求めてまいりましたが、電力及び道路占用の許可が困難であったり、設置スペースが確保できないといった問題から水素製造施設建築の候補地は、現在の位置しかないという結果を聞いております。</p>

説明会で多くいただいた質問及び回答

知多都市計画中新田地区計画について

No.	質問	回答
4	水素製造施設のみ建築できるようにする理由は？	<p>2で記載したとおり、現在の地区計画では可燃性ガスの製造及び危険物の貯蔵又は処理を目的とした建築物は建築できなくなっており、可燃性ガスの全ての製造を目的とした建築物を建築できるようにすることは安全性に不安があると考えるため、今回事業者から相談のあった水素の製造及び貯蔵又は処理を目的とした建築物のみ建築できるような地区計画に変更するものです。</p> <p>このため、今回の地区計画の変更で建築が可能となる建築物は、愛知製鋼株式会社の加熱炉に供給するためにグリーン水素を製造することを国から認定を受けた低炭素水素等供給等事業計画による水素の製造施設のみです。</p>
5	説明会で今回建築予定の水素製造施設と水素ステーションを比較しているが、現在の地区計画で水素ステーションが建築できるのはなぜか？	<p>準工業地域では、圧縮ガス又は液化ガスの製造及び危険物の貯蔵又は処理に供する建築物は建築が制限されている（建築基準法別表第2（る）項第1号（12）、第2号）ものの、圧縮ガス又は液化ガスを自動車の燃料（燃料電池、内熱機関の燃料）として充填するための圧縮水素の製造及び設備により貯蔵し、又は処理される圧縮ガス及び液化ガスは安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場合は建築ができる法令となっているためです。（建築基準法施行令第130条の9の7第1項第2号ロ、第130条の9第1項）</p> <p>また、今回立地を計画する水素製造施設は、日本各地で立地が進んでいる燃料電池車等に水素を充填する水素ステーションよりも、圧力が低く貯蔵量も少ないことから、万が一爆発した場合の影響範囲は水素ステーションと比較して小さくなるかと考えております。</p>

説明会で多くいただいた質問及び回答

その他について

No.	質問	回答
1	市は水素製造施設の安全性について、どう考えているのか？	<p>事業者の計画において、「水素を漏らさない」「漏れた場合でも検知して設備を停止する」「水素を逃がす」「火気を傍に近づけない」といった安全設計や安全対策、また、定期メンテナンスや部品の早期交換などの維持管理を徹底していくことを確認しております。</p> <p>また、万が一事故が発生した場合であっても、敷地外へ影響を及ぼさないような配置計画、防護壁の設置等の対策を実施していただくように指導しております。</p> <p>なお、今回建設予定の水素製造施設は、低圧であり、準工業地域で建設が可能な高圧よりも、万が一事故が発生した場合の影響範囲も狭くなっています。</p>
2	市は水素製造施設が建築されることや地区計画の変更について、どう考えているのか？	<p>東海市全体で2050年を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティ宣言を表明しており、カーボンニュートラルを実現するための取り組みを進める必要があります。今回の水素製造施設の建築については、令和5年（2023年）9月に策定しました「東海市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、「水素エネルギーの導入」を地球温暖化防止のための取り組み内容の一つと定めておりますので、温室効果ガス排出量削減に寄与する効果的な取り組みであると考えております。</p> <p>地区計画については、住民である皆様にとって良好な都市環境の形成を図るための計画であるため、市としては現状でも工業系の土地利用を図り、住宅の立地を規制するA地区の一部を変更して、新たにC地区を設けることは、問題ないと考えております。</p>

説明会で多くいただいた質問及び回答

その他について

No.	質問	回答
3	万が一、事故が発生した場合の責任の所在は？	事故が発生した場合は、原因者に責任があり、事故に起因する損害は原因者が負うものと考えています。
4	中新田地区を拠点として、水素製造施設を広げていく計画があるのか？	現時点で今回の案件以外に東海市内に水素製造施設を広げていくといった計画は聞いておりません。
5	グラウンドの経緯について	説明会において、現在の愛知製鋼株式会社のグラウンドは、使用目的をグラウンド利用することを条件に加家新田土地管理農業協同組合（以下、組合とする。）から愛知製鋼株式会社が購入したのではないかとのご質問がありました。 愛知製鋼株式会社が当時の資料を確認しましたところ、協議の中で組合から良好な住環境の保全への配慮などの発言はありましたが、最終的に組合は土地の利用方法及び売却、貸与などの処分などに条件を付さないということで土地売買契約を締結したと聞いております。